

心羽アフタースクール 会員規約

本規約は、心羽アフタースクール（以下「当スクール」といいます）が提供する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用にあたり必要な事項を定めるものです。申込者（以下「保護者」といいます）は、保護者の責任において本規約を確認し、同意のうえで申込を行うものとします。

第1条（目的）

当スクールは、小学校に在籍する児童（以下「児童」といいます）を対象に、安全かつ健全な放課後生活の場を提供し、生活習慣の確立、社会性の育成、学習支援および安心できる居場所づくりを目的とします。また、保護者が就労その他の理由により昼間家庭にいない場合に、放課後や学校の長期休業日に家庭に代わる生活・遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

さらに、家庭・学校・地域と連携しながら、児童の健やかな成長を支援します。

第2条（入会申込）

1. 入会申込は、当スクールが指定する専用フォームからのみ受け付けます。電話・口頭・任意様式による申込は無効とします。
2. 入会は、当スクールが申込内容と必要書類（児童家庭調査票、就労証明書等）を確認・審査のうえ承認し、利用料の納付手続きを経て正式に成立するものとします。
3. 入会申込時に必要事項の不備、または虚偽の記載がある場合は、入会を承認しないことがあります。
4. 利用開始後は、保護者から退会届による退会の意思表示がない限り、次月以降も継続して利用するものとします。また、利用契約は毎年度4月1日から翌年3月31日までを1年度とし、自動的に更新されるものとします。

第3条（利用資格および遵守事項）

1. 利用対象は、当スクールの定める学区に通学する小学校在籍児童であり、かつ保護者が就労・疾病・介護等により、昼間家庭にいない児童が対象となります。
2. 保護者および児童は、安心して利用できる環境を維持するため、次の事項を遵守しなければなりません。
 - 利用時間・お迎え時間を守ること。
 - 貵重品・不必要的持ち物を持ち込まないこと。
 - 職員の指示に従い、集団生活に支障をきたす行為をしないこと。
 - 他の児童・職員・当スクールに対し、以下の行為を行わないこと。
 - ・暴力、いじめ、暴言、脅迫、過度な要求
 - ・金銭や物品の貸借
 - ・SNS その他の手段を通じた誹謗中傷、名誉を傷つける言動、または信用を損なう言動
 - 設備・備品を大切に扱い、故意または過失による損壊や棄損を行わないこと。
 - 災害・緊急時の避難行動において職員の指示に従うこと。
3. 当スクールの指導・注意にもかかわらず改善が見られない場合や、利用継続が困難と判断される場合は、入会を取り消し、または利用を停止・退会していただくことがあります。
4. 保護者は、児童の安全確保のため、必要に応じて当スクールの利用事実を学校の担任、登校班の責任者、近隣住民等へ伝えるなど、適切な情報共有に努めるものとします。

第4条（利用料）

1. 利用料および入会金は、「入会のしおり」および当スクールの公式ホームページに定める料金表に従いま

す。

2. 利用料は月単位で一括納付とし、分割納付または複数月分をまとめて納付することはできません。
3. 利用料は口座振替により納付するものとします。引落日は毎月 1 日とし、金融機関休業日の場合は翌営業日とします。
4. 金融機関による口座振替手続きが完了するまでの間は、保護者が指定口座へ振込により利用料を納付するものとします。
5. 口座振替が不能となった場合、保護者は通知を受けた日から 1 週間以内に指定口座へ振込を行わなければなりません。
 - 振込手数料は保護者負担とします。
 - 振込名義は必ず児童本人の氏名とし、兄妹で利用する場合は一人ずつ別々に振込を行ってください。
6. 領収証は原則発行せず、口座振替記録または金融機関の振込明細をもって正式な領収証に代えます。
7. 家庭都合・病気その他の理由により欠席や利用日数が減少した場合、または当月に一度も利用がなかった場合であっても、利用料の返金はいたしません。
8. ただし、長期にわたる自然災害・感染症拡大・行政指導・当スクールの都合等による閉室の場合は、振替または一部返金を行う場合があります。
9. 期限までに利用料の納付が確認できない場合、利用停止・退会の対象となることがあります。

第5条（開室日程および閉室日）

1. 通常開室日
 - 月曜日から土曜日まで。
 - 平日は下校後から 19 時まで。
 - 土曜日は 7 時から 18 時まで。（土曜日の利用には保護者が土曜日就労を証明する書類が必要）
2. 閉室日
 - 日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
3. 短縮授業日
 - 始業式、終業式、参観日等により小学校が午前授業となる日は、授業終了後から 19 時まで開室します。
4. 長期休業
 - (1) 夏休み：7 時から 19 時まで。申込制のサマースクールとして実施し、別途料金を適用します。
 - (2) 冬休み：7 時から 19 時まで。ただし年末年始を除き、通常会員は一日保育を利用可能です。
 - (3) 春休み：7 時から 19 時まで。通常会員は一日保育を利用可能です。
 - 6 年生は 3 月末まで利用可能。
 - 新 1 年生は 4 月 1 日から利用可能。
5. 特別開室
 - 入学式、卒業式、運動会等の学校行事日は、行事終了後に開室する場合があります。必要に応じて利用希望確認を行います。
6. 開室時間外の対応
 - (1) 当スクールは、閉室時間以降に児童を預かることは一切行いません。保護者は必ず閉室時間までにお迎えを完了してください。
 - (2) やむを得ない事情により閉室時間を超えてお迎えが遅れる場合でも、これは例外的な対応であり、常態化を認めるものではありません。保護者は速やかに当スクールへ連絡するとともに、その理由を説明しなければなりません。公共交通機関の遅延や天災等、客観的にやむを得ない事由であることを証明できるものを提出してください。
 - (3) 閉室時間を超えても保護者が到着せず、または連絡が取れない場合には、児童の安全確保のため、必

要に応じて緊急連絡先への連絡や、警察・児童相談所等の関係機関への通報を行うことがあります。

(4) 閉室時間を超えるお迎えが繰り返し発生した場合、当スクールは利用継続が困難と判断し、利用停止または退会措置を講じことがあります。

7. 時間変更

- 上記日程および開室時間は変更となる場合があり、当スクールはその際速やかに保護者へ通知します。

8. 自然災害時の対応

- 自然災害に関する対応は第11条（災害時の対応）の定めによります。詳細は「入会のしおり」にも記載します。

第6条（送迎に関する事項）

- 児童の登室・降室にあたっては、保護者が必ず学童室前まで送迎を行い、登室・降室時には当スクールが定める方法（QRコードによる打刻等）に従うものとします。
- 原則として、保護者が車内で待機したまま児童を引き渡すことはいたしません。必ず職員に正面で引き渡しを行ってください。
- 保護者以外の者がお迎えに来る場合は、必ず事前に当スクール職員へ連絡し、承認を得るものとします。無断でのお迎えには応じられません。
- 急遽、閉室時間にお迎えが間に合わない場合には、必ず電話にて当スクールへ連絡してください。なお、この場合の対応については第5条第6項（開室時間外の対応）の定めを適用します。
- 駐車場は保育園利用者や習い事等の利用者と共有であるため、大変混雑する時間帯もあります。安全確保とスムーズな利用のため、速やかな送迎および譲り合いにご協力をお願ひいたします。

第7条（連絡手段）

- 当スクールからの連絡は、入会時に指定する連絡手段（当スクールが指定する連絡アプリ、書面、インスタグラム、メール等）によって行います。
- 保護者は当スクールからの連絡に速やかに応答しなければなりません。
- 連絡が不通となった場合に発生する不利益について、当スクールは一切責任を負いません。
- 緊急時等、開室時間外の連絡は次のとおりとします。
 - 電話での連絡を受け付けます。対応可能時間は開室日の10時から閉室時間までとします。
 - 通常の連絡（欠席・相談等）はアプリで随時受け付けますが、即時対応はできません。内容確認後、順次対応します。

第8条（持ち物の管理）

- 保護者は、児童が当スクールに持参するすべての持ち物に必ず記名し、紛失・破損・誤使用等について自己の責任において管理するものとします。
- 学校で禁止されている物品、または当スクールが不適切と判断した物品の持ち込みを禁止します。
- 持ち物に関する具体的な指示や推奨物品については「入会のしおり」に定めるものとし、必要に応じて改定するものとします。

第9条（安全管理および事故防止）

- 当スクールは、児童の安全確保を最優先とし、施設内の設備・環境について定期的に安全点検を行います。
- 当スクールは、児童の行動・発達状況・健康状態を常に把握し、適切な指導と援助を行います。危険な行為や他者を傷つける行為については、安全を考慮した上で厳しく指導します。
- 給食やおやつの提供にあたっては、食物アレルギーや窒息事故を防止するため、会員から提供された情報

を正確に管理し、職員間で共有します。

4. 食物アレルギーをお持ちで、学童の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合、保護者は医師からの「アレルギー生活管理表」を提出しなければなりません。生活管理表に基づき個別の対応を行いますが、提出がない場合はおやつ・昼食の提供はいたしません。給食現場において対応が困難と判断された場合には、お弁当持参をお願いすることがあります。
5. 保護者がお弁当を持参する場合は、アレルゲンとなる食材が入っていないことを確認する「チェック表」への記入をお願いしています。
6. 病気の治療等の理由により特定の食品を摂取できない場合についても、医師の指示内容を確認できる書類を提出いただくことで、可能な範囲で対応します。
7. 万一事故が発生した場合、当スクールは応急処置を行うとともに、必要に応じて保護者に速やかに連絡します。

第 10 条（緊急時の対応と会員の義務）

1. 児童に事故や怪我、または急な体調不良が発生した場合、当スクールは速やかに応急処置を行い、保護者の緊急連絡先へ連絡します。必要に応じて、同法人の隣接施設に配置されている看護師等が応急処置を行うことがあります。怪我の状態や程度によっては、保護者に医療機関を受診していただく場合があります。
2. 緊急連絡先と連絡が取れない場合、または医療機関の受診が必要と判断した場合には、当スクールは救急車の要請や医療機関への搬送を行うことがあります。
3. 上記の応急処置や医療機関での処置にかかる費用は、入会条件として加入する「入会のしおり」に記載された保険の補償範囲で対応します。ただし、保険の対象外となる費用については保護者の負担とします。
4. 当スクールは、施設の欠陥や設備の不備、または職員の業務遂行中の過失により損害が発生した場合について、当スクールが加入する施設所有管理者特約その他の保険の補償範囲に基づき対応します。
5. ただし、児童自身の不注意による事故や、児童同士のトラブル、保護者の監督責任による損害など、当スクールに法律上の賠償責任が認められない場合は補償の対象外となります。
6. 保育中に児童の具合が悪くなった場合、当スクールは必要に応じて保護者に連絡を行います。発熱・体調不良等、通常と異なる様子が見られた際には、保護者は速やかにお迎えをお願いします。
7. 当スクールは原則として服薬介助を行いません。医療機関を受診される際は、お子様が心羽アフタースクールに通所しており原則医療行為を行うことはできない旨を医師に伝え、ご家庭で服用できる方法を相談してください。やむを得ず薬をお預かりする場合は、症状発生時に使用する点眼薬・外用薬等であっても、必ず医師から処方された薬に限り、保護者の個人的判断による薬や市販薬はお預かりできません。
8. 伝染性感染症の疑いがある場合、児童は登室できません。治癒後に登校が可能となる際に医師からの「登校許可証明書」が必要な感染症については、学校に提出する「登校許可証明書」または保護者が記入する「登校届け」のコピー（1部）を当スクールにも提出してください。感染力のある期間を考慮し、児童の健康回復状態が集団生活に適した状態となってから登室してください。
9. 保護者は、児童の健康状態、アレルギー情報、緊急連絡先などの情報を常に最新の状態で当スクールに届け出なければなりません。

第 11 条（災害時の対応）

1. 当スクールは、災害発生時に児童の安全を最優先とし、被害を最小限に抑えるよう努めます。
2. 火災・地震・水害・竜巻および弾道ミサイル等を想定し、毎月避難訓練を実施します。
3. 安全計画を策定し、児童の安全確保に努めるとともに、計画に基づいた訓練を実施します。
4. 自然災害やパンデミック等の緊急事態発生時には、事業継続計画（BCP）を策定・実施し、被害を最小限に抑えつつ、速やかな事業の継続および復旧に努めます。
5. 保育中に地震警戒宣言等が発令された場合には、安全な場所で待機し、保護者への引き渡しが完了するま

で責任をもって児童を預かります。警戒宣言が解除された場合は保育を再開します。

第 12 条（個人情報の取り扱い）

1. 申込時に提供された個人情報は、当スクールの運営および連絡のためにのみ利用します。
2. 本人および保護者の同意なく第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく場合や緊急時に児童の安全を守るために必要な場合を除きます。

第 13 条（退会）

1. 保護者の都合により退会を希望する場合、当月末日での利用終了を希望する際は、当該月の 20 日までに所定の様式による退会届を提出してください。20 日が閉室日の場合は直前の開室日とします。退会届は書面での提出に限り、口頭・電話・メール等による申出は無効とします。
2. 退会の効力は退会届の受理日が属する月の末日をもって生じます。
3. 退会月の利用料は返金いたしません。翌月以降の納付済み利用料については返金します。
4. 未納利用料がある場合、清算完了をもって退会成立とします。

第 14 条（除籍）

1. 児童が以下のいずれかに該当すると当スクールが判断した場合、利用の継続を認めず、除籍とすることがあります。
 - 他の児童、職員または当スクールに対する迷惑行為・妨害行為や誹謗中傷を繰り返した場合
 - 指導上の注意や本規約に従わない行為を継続的に行った場合
 - 正当な理由なく 2 か月分の利用料が未納である場合
 - 在籍のみを維持したまま利用意思が確認できず、他の希望者の利用機会を阻害していると当スクールが判断した場合
 - 当スクールの信用や運営に重大な支障をきたすと判断される場合
2. 除籍処分となった場合、既に納入された利用料は返金いたしません。
3. 除籍に至る前に、当スクールは原則として保護者に通知し、改善または利用継続の意思確認を行います。

第 15 条（利用契約の解除・利用継続困難）

1. 児童が以下のいずれかに該当し、当スクールが安全かつ適切に集団生活を維持することが困難であると判断した場合、利用契約を解除し、または利用の継続を認めないことがあります。
 - 健康状態や発達状況等により、職員が常時付き切りで対応せざるを得ない場合
 - 集団行動が著しく困難であり、他の児童の安全や活動に支障をきたす場合
 - その他、当スクールの体制では安全な受け入れが不可能であると判断される場合
2. 前項に基づく利用契約の解除にあたっては、当スクールは原則として保護者に事前に通知し、状況の改善や支援方法の検討を行ったうえで判断します。
3. この場合、既に納入された利用料については、第 4 条（利用料）の定めに従います。

第 16 条（損害賠償）

1. 児童または保護者の故意または過失により、当スクールの施設・設備等に損害を与えた場合、その修理費用・原状回復費を含む一切の損害を賠償していただきます。
2. 児童同士のトラブルについては、当スクールは必要最低限の範囲で関与するにとどまり、仲裁・仲介は行いません。
3. 児童同士や第三者とのトラブルにより損害が発生した場合、当事者同士の責任において解決するものとし、当スクールは責任を負いません。ただし、当スクールや他の利用者に損害が生じた場合は、当事者に対

して損害賠償を請求することができます。

- 当スクールの故意または重大な過失による場合を除き、当スクールは児童または保護者に対して損害賠償責任を負いません。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

- 児童およびその保護者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他これに準ずる反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と密接な関係を有すると当スクールが判断した場合、入会を承認せず、または利用継続を認めません。
- 前項に基づき入会拒否または利用停止・除籍とした場合、当スクールはこれにより生じた損害について一切責任を負いません。また、既に納入された利用料は返金いたしません。

第 18 条（保険加入）

- 入会にあたっては、児童は必ず当スクールが別途定める「入会のしおり」に記載された傷害賠償責任保険に加入しなければなりません。
- 事故や怪我が発生した場合は、当該保険の補償範囲に従って対応します。
- 当スクールが加入する保険で対応可能なケースであっても、保険会社の審査により当スクール側に過失がないと判断された場合には、被害を受けた児童またはその保護者が、加害児童またはその保護者に対して求償を行う場合があります。このため、保護者は個人賠償責任保険等、賠償に関する補償を別途準備することを推奨します。（現在ご加入の自動車保険等に付帯している場合もあるため、各自で保険会社に確認してください。）
- 保険の対象外となる費用や、保険会社の判断により補償が受けられない場合については、保護者の責任と負担によって対応するものとします。ただし、当スクールは児童が安全に活動できるよう最大限努めます。

第 19 条（規約および料金表の改定）

当スクールは必要に応じて本規約または「料金表」を改定することがあります。改定後の規約または料金表は、当スクールが指定する連絡手段にて告知した時点で効力を生じます。

第 20 条（トラブル・紛争の解決）

- 当スクールの運営や本規約・規定の解釈に関して、利用者および保護者との間にトラブルまたは紛争が生じた場合、当事者は誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとします。
- 利用者および保護者は、弁護士を除く第三者（消費者団体、仲介業者、SNS 等の不特定多数を含む）による介入を求めるることはできません。
- 協議によっても解決が困難な場合には、当スクール所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（その他）

- 本規約に定めのない事項については、「入会のしおり」等に定める規程に従います。
- 当スクールは、運営上必要があると認める場合には、保護者に対し随時通知を行い、その指示に従っていいただくものとします。
- 児童の安全確保や利用契約に直結する重要な事項については、必要に応じて本規約を改定し対応します。